

山口市境界確認事務取扱要領

1 趣旨

山口市が管理する道路又は水路等公共の用に供されている土地（以下「道路・水路等」という。）とこれに隣接する土地との境界確認については、山口市境界確認事務取扱要綱（平成29年12月1日制定。以下「取扱要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 境界確認の申出者

（1）土地所有者の委任が認められる場合

- ア 開発行為、宅地造成のための占用等許可又は用途廃止の申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受けて申出することができる。
- イ 土地所有者の住所が遠隔地又はその他特別な理由により境界確認の申出に支障がある場合は、土地所有者の委任を受けたものが土地所有者にかわって申出することができる。
- ウ 道路・水路等の改修工事等を施工するにあたって法定外公共物との境界を確認する必要があるときには、工事を施工する自治会、水利組合等の長が土地所有者の委任を受けて申出することができる。

3 境界確認の申出

（1）境界確認協議申出書（以下「申出書」という。）の提出期限

申出書は、境界確認を行う日の3開庁日前までに市長あてに1部提出しなければならない。

（2）取扱要綱第4条第1項の申出に添付する書類

- ア 位置図には申出箇所を表示しなければならない。位置図の縮尺は1/1500から1/6000までとする。
- イ 不動産登記法第14条地図（地籍図等）又は地図に準ずる図面（分間図）の写し（以下「分間図等」という。）は、法務局備え付けの地籍図等を謄写したもので、謄写した法務局名、謄写年月日及び謄写者氏名を記入したものでなければならない。なお、これらの地図（図面）は最新のものでなければならない。
- ウ 登記事項証明書は、申出地について添付しなければならない。なお、この証明書は最新のものでなければならない。
- エ 隣接者等一覧表は、道路・水路等に隣接又は対側する土地の所在、地番、所有者名等を記載したものであること。ただし、上記イの分間図等に記載されている場合は省略することができる。なお、市長がこれらの書類に登記事項証明書の写し又は要約書の写しの添付を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- オ 委任状は、土地所有者が境界確認を委任する場合に添付しなければならない。ただし、所有者の配偶者又は2親等以内の親族は委任状を省略することができるが、土地所有者との関係を書面で明らかにしなければならない。

なお、委任状には何を委任したのか明確に記載しなければならない。また、境界確認書の押印まで委任する場合は、委任者の押印は実印とし、印鑑登録証明書の添

付を必要とするが、現地確認のみを委任する場合は実印以外でも認めるものとする。

カ 戸籍謄本（抄本）又は全部（個人）事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

は、相続登記が未済の場合等に相続関係説明図とともに添付しなければならない。

なお、相続関係説明図には作成者の氏名及び押印がなければならない。

キ 法定代理人であることを称する書面は、未成年者又は成年被後見人が申出人となる場合に添付し、申出書には土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印しなければならない。

ク 土地所有者一覧表は、同意を得た土地所有者の一覧で国又は国有財産法第22条第1項に定められた地方公共団体若しくは土地改良区（以下「公共団体」という。）が行う公共事業の場合に添付しなければならない。

ケ 地積測量図、実測平面図、古絵図等参考資料があれば添付しなければならない。

（3）原本還付

前記（2）のア・イ・エ・カ・キ・ケについては、申出者からの請求があれば原本を還付することができる。

（4）申出書の受理

申出書が提出されたときは、前記（2）に掲げる要件を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めた場合、申出書を受理するものとする。

なお、次に掲げる土地については、境界確認を実施することは適当でないので留意しなければならない。

ア 土地区画整理法、土地改良法等による事業実施中で換地をとまう土地。ただし、法適用組合が工事未完のまま解散した場合は、関係各課（土地改良法によるものは農林整備課、土地区画整理法によるものは都市整備課）と協議の上、境界確認を実施することができる。

イ 係争中の土地

申出地が土地所有権確認等の係争中の土地については、原則として係争終了まで境界確認は実施しないものとする。

4 事前調査

（1）申出地及び隣接地等において過去の境界確認書がある場合、土地家屋調査士の要請があれば、現地確認日より前に次のものを提示することができる。

ア 実測平面図（隣接者等の署名押印がある部分は提示しない。）

イ 断面図

（2）土地家屋調査士は現地での確認を円滑に行えるよう十分な事前調査を行わなければならない。

5 現地確認

（1）土地家屋調査士の現地確認を原則とするが、測量士の資格者でも認める。

上記の場合、取扱要綱及び本要領中「土地家屋調査士」とあるのは「測量士」と読み替えるものとする。

（2）申出者が現地確認当日に欠席した場合は、現地確認を中止する。ただし、申出地と隣接又は対側する土地の所有者（以下「利害関係者」という。）の事情により確認す

る必要が生じた場合は、土地家屋調査士の責任において作業を行うものとし、終了後は直ちに委任状を提出しなければならない。

- (3) 隣接者又は対側者が境界確認を第三者に委任する場合は、委任状を添付しなければならない。ただし、受任者が土地家屋調査士、配偶者又は2親等以内の親族の場合は委任状を省略することができる。
- (4) 対側者から境界確認の協力が得られない場合、道路・水路等の両側に構造物があり、その幅員が分間図等と一致している場合に限り、土地家屋調査士の理由書を添付の上、境界確認を行うものとする。なお、現地での確認は分間図等の幅員を復元するものとする。
- (5) 公共団体が行う公共事業の場合は、当該公共団体の担当職員が境界確認に出席しなければならない。
- (6) 開発等で設置された道路で将来市道に編入する場合、幅員は4 m以上という条件があるので、4 mが確保できるか否かは対側者とともに確認しなければならない。
- (7) 地籍調査により法務局に地図が備え付けられている土地については、現地で復元した境界線が利害関係者の主張線と一致しているか確認しなければならない。
- (8) 協議が成立したときは、ポール、スタッフ等により道路・水路等の幅員を明示し、利害関係者とともに確認箇所の写真撮影をしなければならない。なお、写真撮影の場所は分間図等上の筆境及び道路・水路等の幅員の変化点を原則とする。

6 境界確認書の提出

- (1) 申出者は境界確認書に実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付しなければならない。なお、印鑑登録証明書は申出者からの請求があれば原本を還付することができる。上記の印鑑登録証明書は最新のものでなければならない。
- (2) 申出者の住所又は氏名が申出書と異なる場合、又は売買や相続等により申出時と境界確認書の申出者が異なる場合には、次に掲げる資料を添付しなければならない。なお、申出者からの請求があれば原本を還付することができる。
 - ア 申出者の住所が変更した場合は、住民票の写し等
 - イ 申出者の氏名が変更した場合は、戸籍謄本等
 - ウ 売買又は贈与等により所有権移転が行われている場合は、登記事項証明書等
 - エ 相続により所有権移転が行われている場合は、登記事項証明書等、相続登記が未済の場合は、戸籍謄本等及び相続関係説明図
- (3) 前記(2)エの相続関係説明図には作成者の氏名及び押印がなければならない。
- (4) 取扱要綱第8条第2項の境界確認書に添付する書類
 - ア 同意が必要な利害関係者とは、道路・水路等の隣接者及び対側者である。これらの者の押印は実印以外でも認めるものとする。

なお、隣接地又は対側地が共有地である場合又は相続が発生し相続人が複数となる場合は、当該土地所有者の代表者の同意で足りることとする。ただし、申出者が当該土地所有者の同意の範囲について指定している場合はこの限りではない。
 - イ 実測平面図には作成者の氏名及び押印がなければならない。
- (5) 現地確認日から1年以上経過した境界確認書は取り交わさないものとする。ただし、やむを得ない事情があり、申出者及び利害関係者に変更がない場合には境界確認書を

取り交わすことができるものとする。

なお、上記の境界確認書には申出地及びその隣接、対側地の登記事項証明書等を添付しなければならない。

- (6) 利害関係者に相続等が発生している場合には、土地家屋調査士は自らの責任において調査を行い、相続関係説明図を作成し境界確認書に添付しなければならない。なお、相続関係説明図には作成者の氏名及び押印がなければならない。また、聞き取り調査により作成された場合はその旨を記載しなければならない。

7 その他

特別の事由がある場合は事前に双方協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。